

## 近畿経済産業局における今夏の電力需給対策

1. 国の出先機関への広報協力要請  
国の出先機関（官衙長連絡会議参加機関等）に対し以下の協力を要請。
  - ①近畿地域政府機関「節電対策連絡会議」の開催（H24. 6. 4）
  - ②「電力需給ひっ迫警報」発出時の周知
  - ③節電パンフレットを各省所管団体へ配付依頼
  
2. 自治体・関西広域連合等への周知と連携
  - (1) 関西電力管内の府県（管内 2 府 5 県、三重県、岐阜県）・管内 4 政令市に対し以下の協力依頼。
    - ① 「今夏の電力需給対策について」の府県民への周知や節電への協力依頼
    - ② 府県内市町村（政令市を除く）に対する「今夏の電力需給対策について」の周知と節電への協力依頼（府県のみ）
    - ③ 「電力需給ひっ迫警報」発出時の節電への協力依頼
    - ④ 節電パンフレットの配付依頼
  - (2) 関西広域連合に対して「当局における今夏の節電対策について」を周知するとともに、関西広域連合との連携による取組を行う。
  
3. 経済団体への周知と協力要請  
経済団体等に対し以下の協力を依頼。  
団体に協力を依頼するにあたっては、文書による周知・節電要請等に加え、主要な経済団体・事業者団体等に、幹部等が直接出向き要請。
  - (1) 「今夏の電力需給対策について」に基づく節電への協力要請に加え、会員企業等に対する周知を併せて依頼
  - (2) 「電力需給ひっ迫警報」発出時の節電への協力と会員企業等に対する周知を要請
  - (3) 会員企業等への節電パンフレットの配付依頼
  - (4) 関係団体を通じた消費者等向け節電要請の実施

消費者等との接点が高い需要家（流通系等）を会員とする事業者団体等については、節電パンフレットの配布等により対消費者に向けた PR 効果が期待できることから積極的に協力を要請。
  
4. 当局が主体となった「今夏の電力需給対策について」の周知及び節電要請活動
  - (1) 節電周知イベント等の開催
    - ① 当局主催による事業者向け節電説明会の実施
    - ② 家庭向け節電対策の周知のための省エネ・節電イベントの実施
    - ③ 経済団体等と連携した節電 PR、説明会等の実施

- ④自治体、関西広域連合、関西電力等と連携した家庭向け節電周知イベント等の検討
- (2) 会議、イベント等を活用した周知と節電への協力要請  
今後各団体等で開催される会議、イベント等の場を活用し、「今夏の電力需給対策について」を周知するとともに、節電要請。
- (3) メールマガジン、HP 等による周知の実施  
当局のHP やメールマガジンにより、「今夏の電力需給対策について」や節電方法等について周知。
- (4) 節電PR資料の配布等
  - ①「夏季の節電対策メニュー（事業者向け・家庭向け）を経済団体、自治体等の協力により広く配付。
  - ②家庭向けフリーペーパーを活用した家庭向け節電対策の周知。
- (5) 節電促進等関連施策の普及
  - ①自家発補助金、節電エコ補助金、中小企業基盤整備機構が府県を通じて実施する省電力・節電等設備導入資金支援等の関連施策のPR。②「再エネ特措法」の周知、円滑な施行を図り、再生可能エネルギーの普及促進。
- (6) 「電力需給対策デスク」の設置  
当局における、今夏の電力需給対策の内容や節電への取組に関するご照会等に対応するため、「電力需給対策デスク」を設置。

「電力需給対策デスク」設置場所：

近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課、資源エネルギー環境課

受付時間： 9：00～17：00（土日祝日を除く）

連絡先：電話06-6966-6039

## 5. 取組の検証と活動報告の取りまとめ

上記取組に関しては、節電対応終了後、取組内容についての検証を行った上で、活動報告として取りまとめる。

以上